

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、令和7年3月1日から実施する。

令和7年2月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立妙高病院</td> <td>内科、脳神経内科、整形外科、<u>精神科</u>、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科目	新潟県立妙高病院	内科、脳神経内科、整形外科、 <u>精神科</u> 、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立妙高病院</td> <td>内科、脳神経内科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科目	新潟県立妙高病院	内科、脳神経内科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科	(略)		
病院名	診療科目														
新潟県立妙高病院	内科、脳神経内科、整形外科、 <u>精神科</u> 、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科														
(略)															
病院名	診療科目														
新潟県立妙高病院	内科、脳神経内科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科														
(略)															